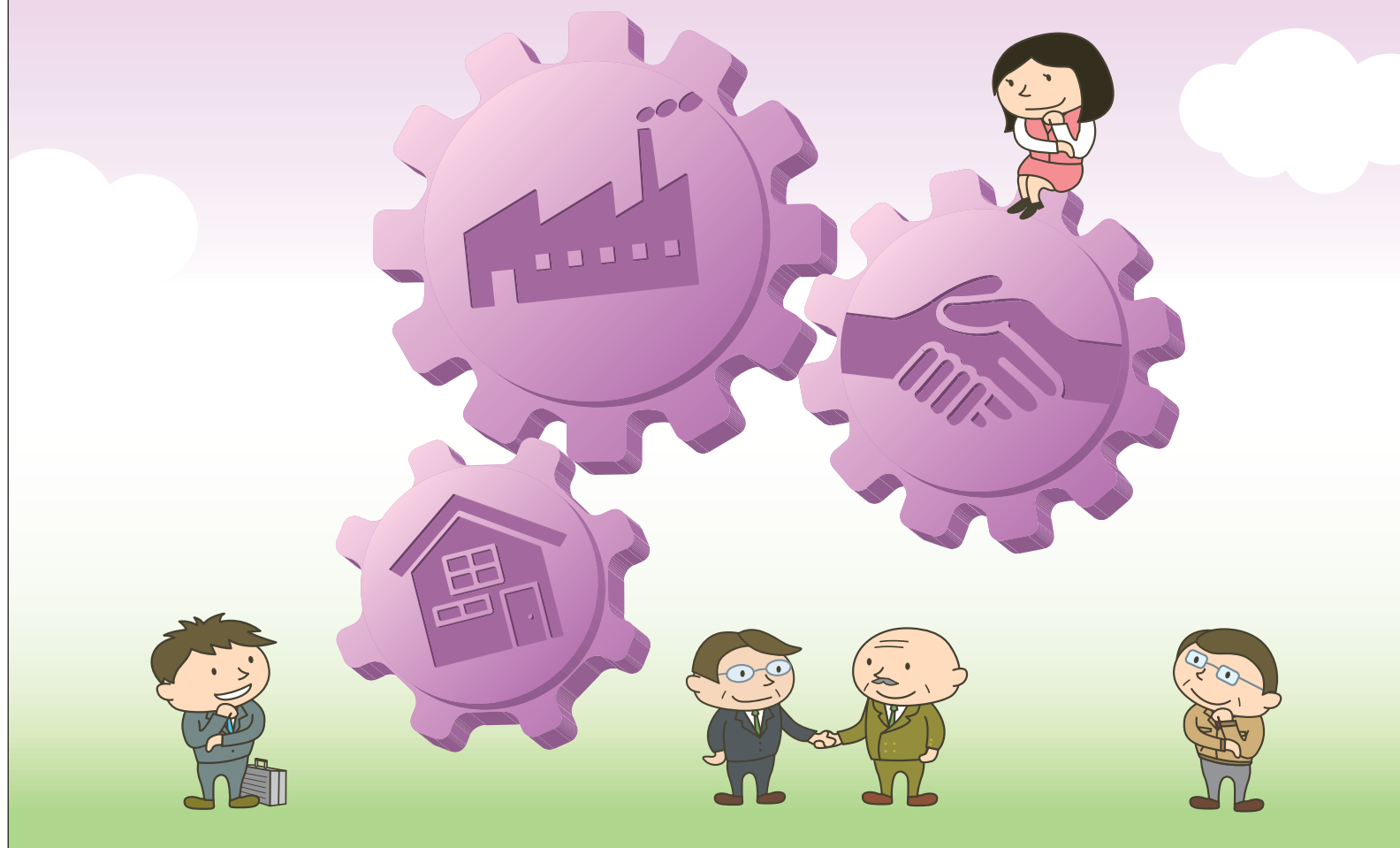


日本の底力。

大胆に、速やかに。

自民党は、「経済危機対策」を実施します。

雇用・金融・中小企業 篇



目の前の経済不安の中、国民一人ひとりに安心を。
 総額15.4兆円におよぶ「経済危機対策」を、
 これから3年間、速やかに、集中的に、実施します。

100年に一度とも言われる世界規模の経済危機。

著しい景気の衰退を背景に、金融環境は悪化し、
 企業の雇用情勢も厳しいものとなっています。

直面する経済不安の中、自民党は国民一人ひとりの痛みを軽減すべく、
 昨年来より世界最大級の景気対策を実施してきました。

そして、景気回復の流れを確固たるものとし、
 経済の底割れを確実に回避するため、
 今回、新たに「経済危機対策」を策定しました。

未来を見据え、景気対策に全力を尽くすこと。
 それが自民党の責務です。



📍 対策の基本方針と観点

■ 危機克服の基本方針

国民一体となった対応・経済局面に対応・多年度を視野に入れた対応

■ 本対策に盛り込まれた各施策の観点

財政の持続可能性と整合性を確保しながら、「賢い支出(Wise Spending)」の考え方に基づいて、

①重点化 ②適時性 ③時限的 の観点で検討。

経済の下支えに不可欠なもの、将来の成長性が見込まれるものを厳選しました。

📌 対策の概要

15.4 兆円

事業費 56.8兆円

- 緊急対策：雇用・金融 …………… 5 兆円
- 地域活性化等を通じた「安心と活力実現」に向けた施策 …… 4 兆円
- 低炭素革命等の成長戦略 …………… 6 兆円
- その他 税制改正(減税規模 0.1兆円程度)を含む



雇用・金融・中小企業

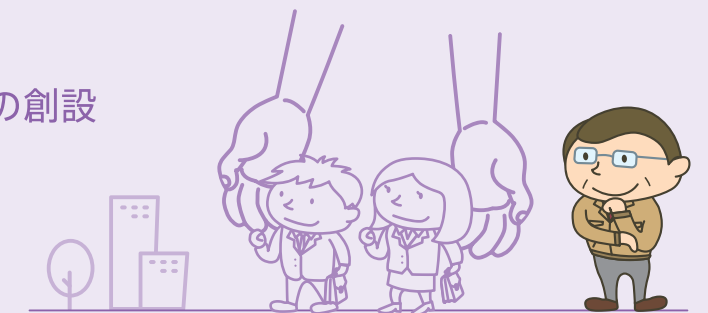
「私たちに、どううれしいのですか？」

経済危機下、暮らしの安全を守る金融措置、税制措置、雇用調整助成金、中小企業の資金繰り対策等、
 時代が求める対策を推進。安定した暮らしをつくります。



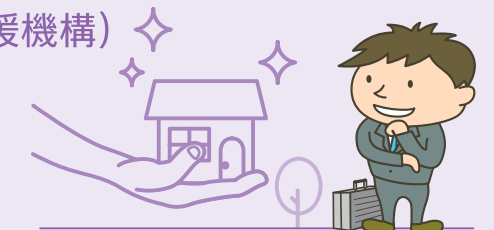
1 雇用の安定をサポートします。

- 雇用調整助成金の拡充
- 緊急人材育成・就職支援基金(仮称)の創設
- 緊急雇用創出事業の積み増し



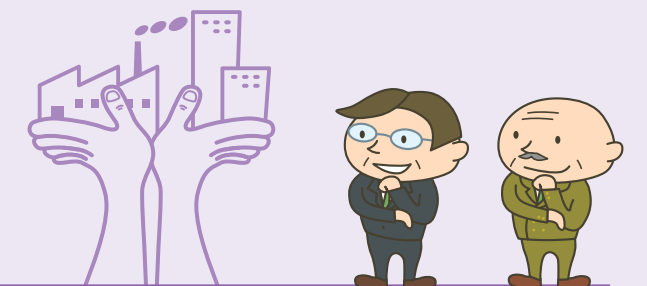
2 生活の中での総合的な支援を実施します。

- 離職者へ住宅・生活支援等の実施
- 住宅ローンの円滑な借り入れ支援(住宅金融支援機構)



3 企業支援・税制措置を行ないます。

- 中小企業の資金繰り支援
- 中堅・大企業向け危機対応業務枠の拡大
- 下請資金繰り支援事業(仮称)の実施
- 経済危機対応における税制の見直し
- 商工中金の危機対応業務の強化
- セーフティネット貸付の拡充



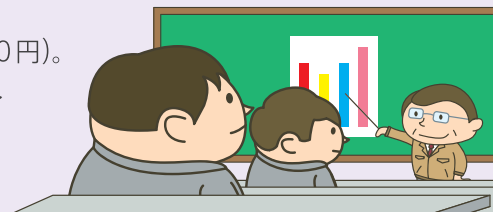
1 雇用の安定をサポートします。

雇用調整助成金を拡充します。

◆ 企業収益の悪化にもかかわらず労働者の雇用を維持する場合、当該事業主に対してその賃金等の一部を助成します。

主な内容

- ① 休業・教育訓練・出向を行なった場合
 - 66% (中小企業 80%) 助成。 ※労働者 1 人 1 日あたり 7,730 円が上限
- ② 教育訓練を行なった場合
 - ①に加え労働者 1 人 1 日あたり 4,000 円 (従来 1,200 円) (中小企業 6,000 円)。
- ③ ①・②に加え、事業所内の労働者の解雇等をせず、休業等を行なった場合
 - 助成率を 66% から 75% に引き上げ (中小企業 80% → 90%)。
- ④ 残業削減により、事業所内の労働者の解雇等*をしない場合
 - 雇用を維持した労働者 1 人あたり以下の額 (年額) を助成。



残業削減雇用維持 奨励金

- 派遣労働者 …… **30 万円 (中小企業 45 万円・上限 100 人まで)**
- 有期契約労働者 …… **20 万円 (中小企業 30 万円・上限 100 人まで)**

*解雇等：労働者の解雇のほか、有期契約労働者の雇い止め、受け入れている派遣労働者の事業主都合による中途契約解除等を含む

● 適用条件

- 最近 3 ヶ月の売上高または生産量が直前 3 ヶ月または前年同期比 5% 以上減 (中小企業の場合、前期決算等の経常利益が赤字であれば売上高または生産量の減少で可)。
- 休業等の実施前の届出。

緊急人材育成・就職支援基金(仮称)を創設します。

◆ 雇用保険の受給資格のない方々に、職業訓練、再就職、生活、住宅への支援を総合的に実施します。

主な内容

- ① 職業訓練、訓練期間中の生活保障
 - 雇用保険を受給していない方の職業訓練を抜本的に拡充。訓練期間中の生活保障のため、「訓練・生活支援給付(仮称)」の支給と貸付を実施。

訓練・生活支援給付 (仮称)

	支給	貸付上限
● 単身者 ……	10 万円/月	5 万円/月
● 扶養家族を有する方 ……	12 万円/月	8 万円/月

② 中小企業等の雇用創出の支援

- 非正規離職者など、十分な技能・経験を有しない方を実習型雇用により受け入れる中小企業等に対し、実習型雇用および、その後の雇い入れについて助成(実習期間 10 万円/月、雇い入れ 100 万円/人)。また事業主団体等と連携した職場体験や職場見学を実施。

③ 長期失業者等の就職支援

- 長期失業者や住居を失い就職活動が困難となっている方について、民間職業紹介事業者への委託により、再就職支援、住居・生活支援の実施。

緊急雇用創出事業の基金の積み増しを行ないます。

◆ 緊急雇用創出事業*1について、さらなる雇用の受け皿を確保するため、都道府県に創設した基金の積み増しを行ないます。

*1 緊急雇用創出事業：離職を余儀なくされた非正規労働者、中高年齢者等の一時的な雇用・就業機会の創出等を行なう事業です (平成 20 年度第二次補正予算額：1,500 億円)。

主な内容

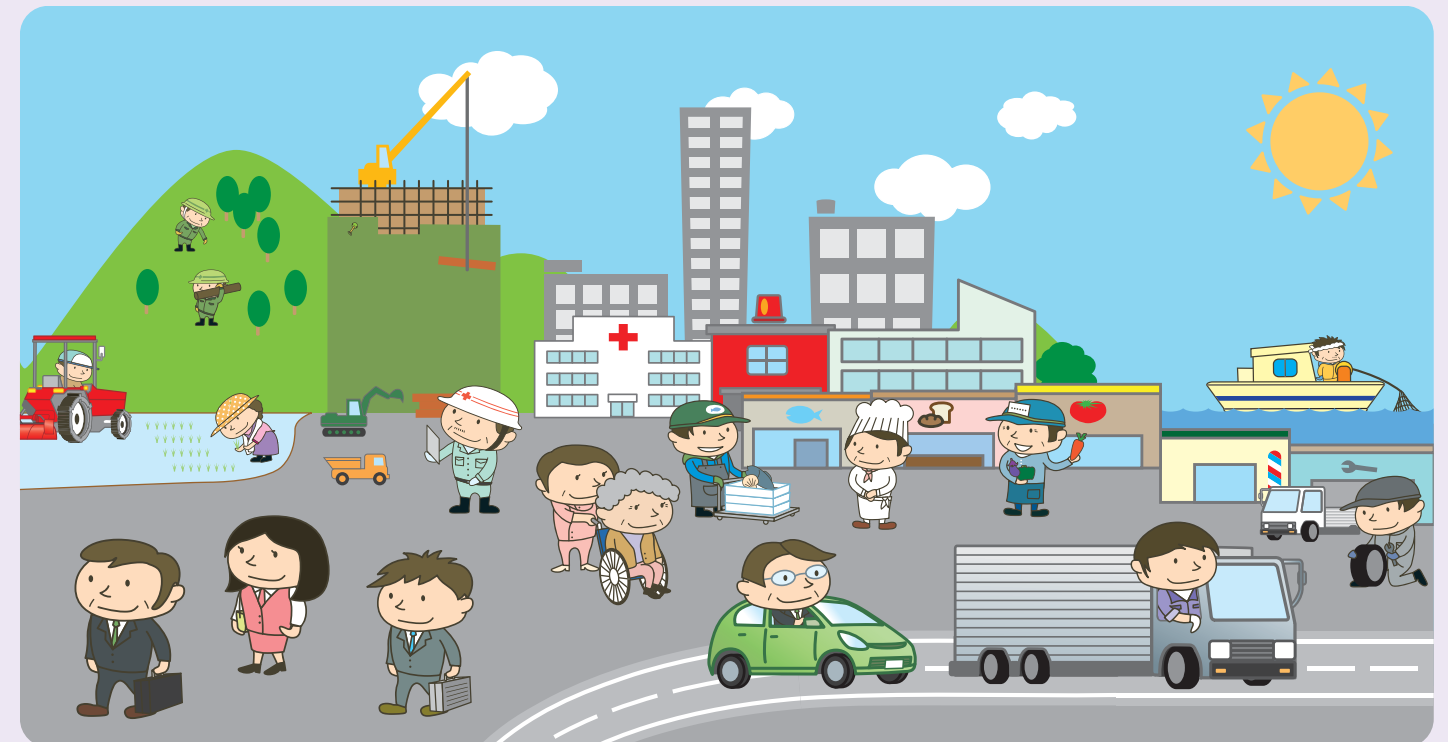
● 実施主体

- 民間企業等に委託または地方公共団体が直接実施。

● 具体的な事業イメージ

- 介護・福祉：研修中の介護職員の代替要員を確保する事業
地域包括支援センターにおける事務補助等を行なう事業
- 子育て：保育所や児童館での保育補助業務を行なう事業
- 医療：骨髄ドナー登録や献血の協力要請等を行なう事業
- 教育・文化：教員補助者 (ICT*2 支援員) による、ICT*2 を活用した教育の充実をはかる事業
- 治安・防災：地域と一体となって、中山間地の山腹等を整備する里山砂防事業

*2 ICT (Information and Communication Technology)：デジタルテレビ・電子黒板の整備、教育用・校務用コンピュータの整備、校内 LAN の整備。



相談窓口



安定雇用ができるまで、
労使ともにしっかりサポート。
景気回復はここからだ。



2 生活の中での総合的な支援を実施します。

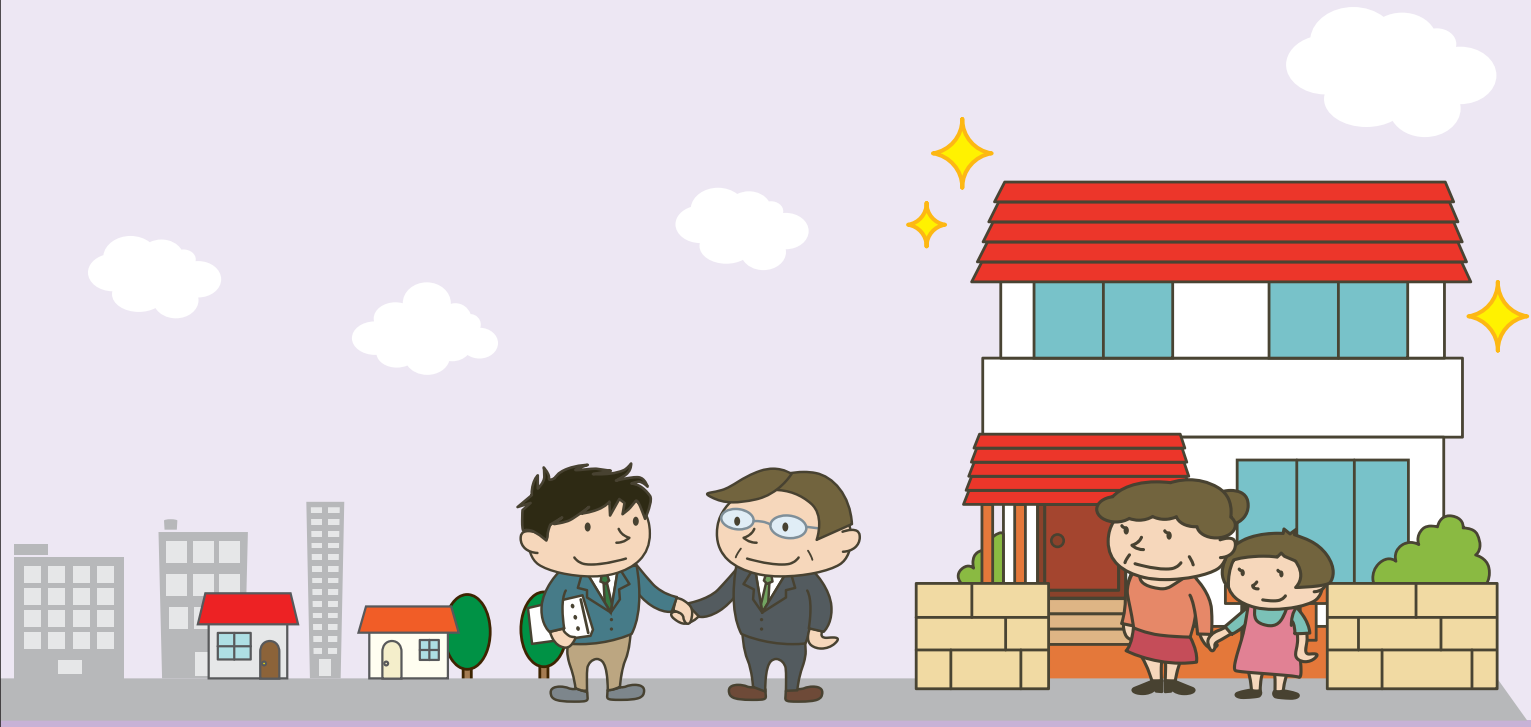
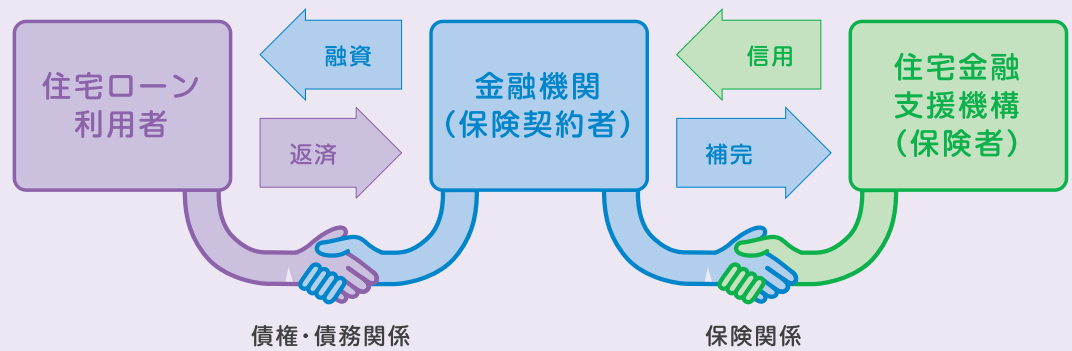
**住宅ローンの円滑な借り入れ支援を行います。
(住宅金融支援機構)**

◆「フラット35*」や「住宅融資保険」の活用により、住宅ローンの供給を促進、住宅市場を活性化します。
*フラット35：住宅金融支援機構による、職業等の画一的融資選別を行わない長期固定金利の住宅ローン

主な内容

- フラット35の活用
 - 頭金なしでも住宅が取得できるよう、フラット35(買い取り型)において100%融資を実施(現行は90%)。
 - 長期優良住宅など、特に性能が優れた住宅について金利優遇(金利引き下げ▲0.3%)期間を20年間に延長(現行は10年間)(優良住宅取得支援制度)。
 - 長期固定金利の住宅ローンを活用しやすくするため、フラット35(買い取り型)で借換ローンを融資対象。
- 住宅融資保険制度の活用
 - 保険料率の引き下げ。
 - 填補率100%のメニューを追加(現行：原則90%)。
 - 借換融資を保険対象に追加。
 - 住宅改良(バリアフリーリフォーム)等資金に係るリバースモーゲージの推進。

【住宅融資保険制度の仕組み】



離職者へ住宅・生活支援等を実施します。

◆ 解雇・雇止め等により離職した方々へ、新たなセーフティネットを構築。就労・住宅・生活について切れ目のない総合的な支援を実施。

主な内容

- 就労・住宅・生活支援の拡充
 - 職業訓練の受講者に生活費を給付。さらに希望者には、低利で貸与(訓練・生活支援給付の創設)。
 - 住居を失い就職活動が困難となっている離職者に、再就職支援および就職活動期間中の住居・生活支援を実施(最長3ヵ月)。(民間職業紹介事業者による就職活動困難者の支援)
 - 就職活動を行なう離職者に、生活費や住宅費を低利で貸与する仕組みをより使いやすく(就職安定資金融資の改善)。

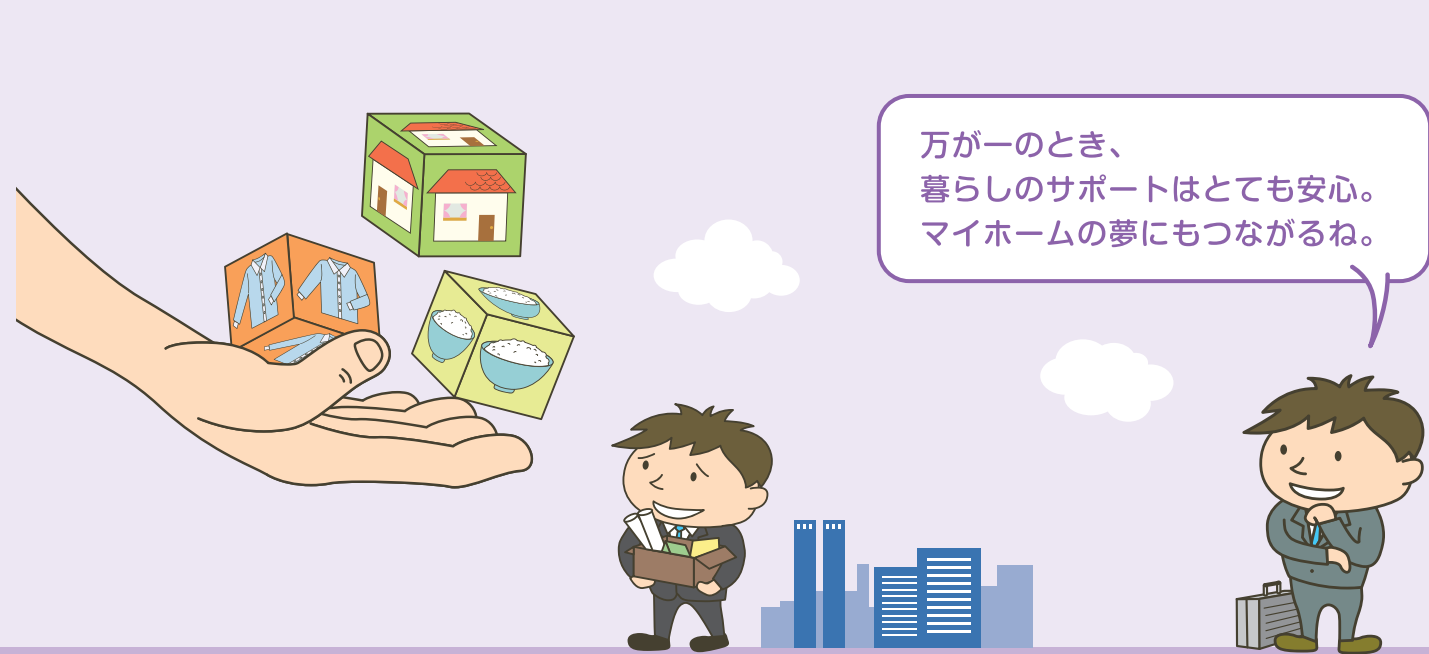
就職安定資金融資	1. 住宅入居初期費用として…………… 50万円以内
	2. 家賃補助費として…………… 6万円以内 × 6ヵ月(最大36万円)
	3. 生活・就職活動費として… 15万円 × 6ヵ月(最大90万円)

※ 2と3は、雇用保険受給者ではない方に限ります。

- 以上のような支援を受けられない方のための施策
 - 就職活動を行なう離職者に、3万円程度の住宅費を最長6ヵ月間給付(住宅手当の創設)。
※地域ごとに給付額の上限が異なります。
 - 就職活動を行なう離職者に、生活費等を無利子または低利で貸与。

例えば 2人以上世帯の場合	月20万円以内、最長1年間の貸付が可能。 また住居入居費として40万円以内の貸付も利用可(総合支援資金の創設)。
--------------------------	---

- 就職活動を行なう離職者に、公的な支援を受けるまでの間の当面の生活費(10万円以内)を貸与(臨時特例つなぎ資金貸付の創設)。
- ホームレス対策事業の拡充
 - 地方自治体がホームレス向けに旅館・空き社員寮などを活用して緊急一時宿泊施設を設置するための経費を助成。



3 企業支援・税制措置を行いません。

中小企業の資金繰りを支援します。

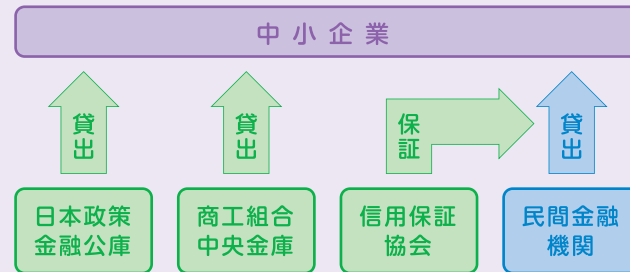
◆ 資金繰りに支障が生じている中小企業への資金供給の円滑化をはかります。

主な内容

- 緊急保証の拡充
 - 据置期間を2年に延長、無担保で8,000万円を超える保証の相談にも対応。
- セーフティネット貸付の拡充
 - 無担保・無保証人融資の金利引き下げ。
 - 関連企業の倒産によって経営に困難をきたしている中小企業や雇用の維持・確保に取り組む中小企業への金利引き下げ。
 - 元本返済猶予など既往債務の条件変更にも積極的に対応。
- 危機対応業務の拡充
 - 損害担保に加え、財政融資資金の活用をはかることで貸出条件を改善。

保証制度枠・貸付枠の拡大など

	従来	今回
● 緊急保証制度枠(信用保証協会) ……	20兆円	30兆円
● セーフティネット貸付枠(日本政策金融公庫) ……	9兆円	12兆円
● 危機対応業務の貸付枠(商工中金) ……	0.9兆円	3.3兆円
● 既往債務の条件変更にも対応します。【規模1.5兆円】		



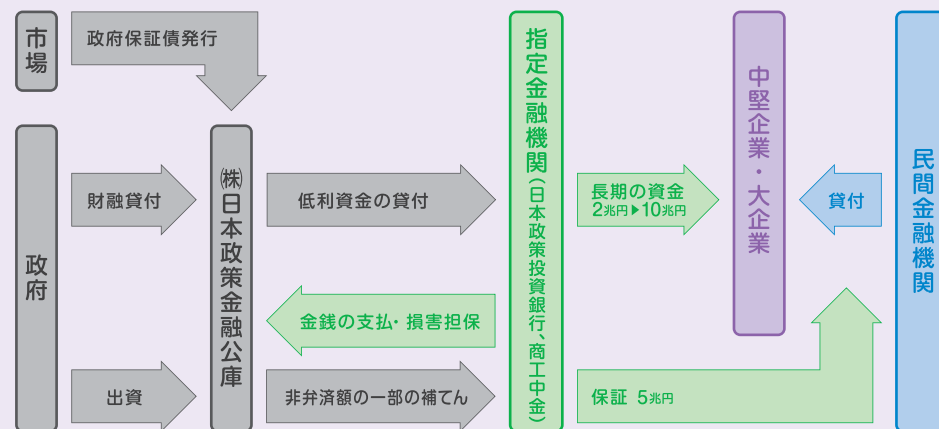
中堅・大企業向け危機対応業務枠を拡大します。

◆ 日本政策投資銀行と商工中金による危機対応業務の長期資金貸付枠を拡大。政策投資銀行が行なう保証枠5兆円を創設します。

平成20年度	平成21年度(当初)	経済危機対策(今回)	合計
1兆円	+ 1兆円	+ 8兆円	= 10兆円

主な内容

- 長期資金貸付枠の拡大
 - 新発社債の購入(社債償還資金貸付を含む)。
 - コミットメント・ラインの設定。
 - 民間金融機関と協働した形での融資。
 - 大企業向け融資を通じて、関連の中堅・中小企業への資金供給。
- 日本政策投資銀行の保証の活用
 - 民間金融機関の貸出額を確保する観点から、日本政策投資銀行の保証を活用。



下請資金繰り支援事業(仮称)を実施します。

◆ 厳しい経営環境にある下請建設企業等の資金繰りの円滑化などをはかります。

主な内容

- 緊急的に下請建設企業等の保有する債権を買い取る事業を実施。
- ファクタリング会社の資金調達円滑化をはかるため、建設業振興基金による債務保証を実施。
- 下請建設企業等の金利負担軽減のための買い取り負担の助成を実施。

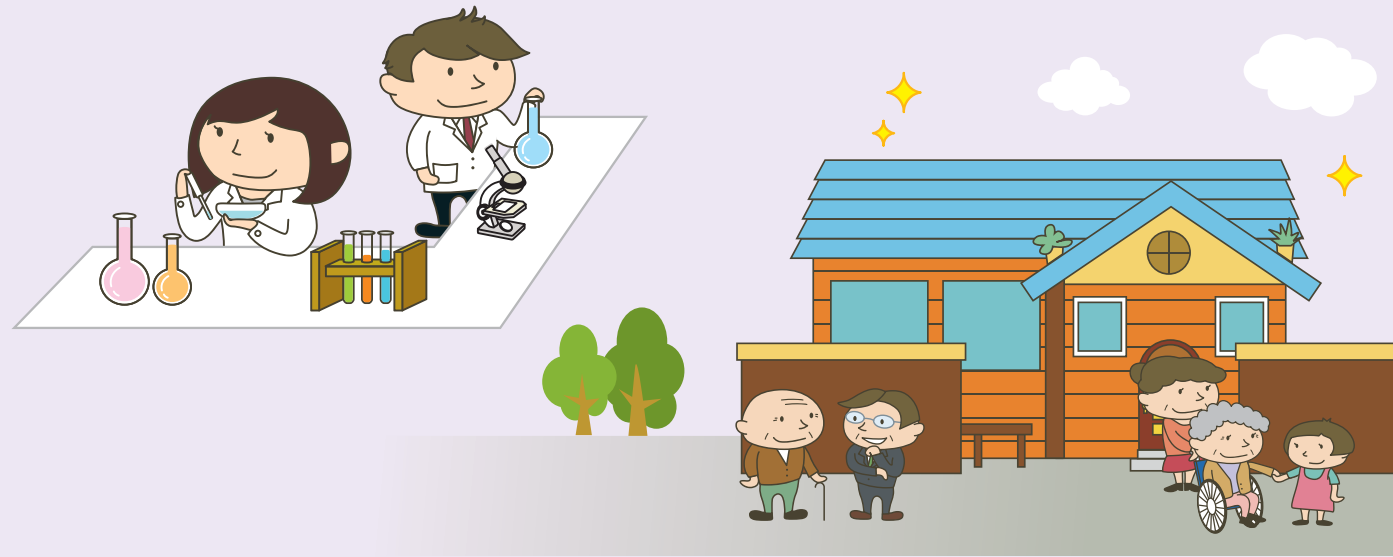


経済危機対応における税制を見直します。

- ◆ 高齢者の資産を活用した住宅取得の支援、中小企業の活動の支援、民間の研究開発投資の確保のため、関連する税制について見直します。

主な内容

- 住宅取得のための時限的な贈与税の軽減：生前贈与の促進により高齢者の資産を活用した需要の創出
 - 平成22年末までの間、直系尊属から居住用家屋の取得に充てるために、金銭の贈与を受けた場合には**500万円まで贈与税を免除**。この特例は、暦年課税または相続時精算課税の従来の非課税枠にあわせて適用。
- 中小企業の交際費課税の軽減
 - 交際費等の損金不算入制度について、資本金1億円以下の法人に係る**定額控除限度額を400万円から600万円に引き上げ**。
- 研究開発税制の拡充
 - 試験研究費の総額に係る税額控除制度等について、平成21、22年度において税額控除ができる限度額を時限的に引き上げ。平成21、22年度に生じる税額控除限度超過額について、平成23、24年度において税額控除の対象とすることが可能。



商工中金の危機対応業務を強化します。

- ◆ 商工組合中央金庫が行なう貸付等を拡充し、中小企業の資金繰り支援の充実をはかります。

主な内容

- 既存の貸付枠0.9兆円に、新たに2.4兆円追加、貸付枠を3.3兆円に拡大。
- 元本返済猶予など条件変更へ積極的に対応。

限度額と期間	● 貸付限度額 …… 7億2,000万円
	● 貸付期間 …… 設備資金：15年 / 運転資金：5年

- 対象となる方
昨今の経済情勢の悪化により、一時的に売上・利益額減少など業況が悪化している中小企業の方など。

セーフティネット貸付を拡充、中小企業を支援します。

- ◆ 日本政策金融公庫(中小企業事業・国民生活事業)が行なうセーフティネット貸付等を拡充し、中小企業の資金繰り支援の充実をはかります。

主な内容

- セーフティネット貸付枠を9兆円から3兆円追加、総額12兆円に拡大。
- セーフティネット貸付の強化
 - 無担保・無保証貸付、第三者保証人不要融資制度、雇用維持・拡大に取り組む企業の金利引き下げ。
 - 倒産対応貸付の特別金利の発動等。
- 元本返済猶予など条件変更への積極的な対応。
- 対象となる方
 - 昨今の経済情勢の悪化により、一時的に売上・利益額減少など業況が悪化している中小企業の方。

貸付限度額	● 7億2,000万円 (中小企業事業)
	● 4,800万円 (国民生活事業)

貸付限度額	● 1億5,000万円 (中小企業事業)
	● 3,000万円 (国民生活事業)

- 取引企業の倒産により、経営に困難をきたしている中小企業の方。



